別記様式

表　面

第　　号

身　分　証　明　書

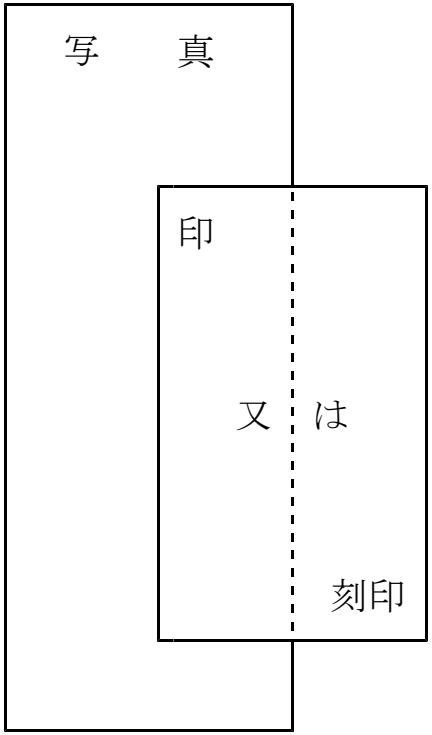
官　　職＿＿＿＿＿＿＿＿
氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿
生年月日＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の者は、経済上の連携に関する日本国とオーストラリアとの間の協定に基づく申告原産品に係る情報の提供等に関する法律第５条第２項の規定に基づく立会いに従事する者であることを証明する。

年　　月　　日

経済産業大臣　　印

裏　面



１．本証は立会いの際に必ず携帯すること。

２．本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

３．本証を紛失し、汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。

４．官印のないもの及び写真に印又は刻印のないものは無効とする。

５．立会いに従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

（備考）　用紙は、日本工業規格Ｂ８、64×91㎜とする。